液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する書面

1. 自社が販売する一般消費者等に対する保安業務による損害賠償の内容

(1) 保険者名：　東京海上日動火災保険株式会社

(2) 保険の名称：　ＬＰガス販売事業者賠償責任保険

(3) 規則第32条第1号に規定される損害賠償の額

① 人的損害の1人当たりの限度額：　５０億円

② 人的損害の１事故当たりの合計の限度額：　５０億円

③ 物的損害の１事故当たりの限度額：　５０億円

(4) 法令違反が原因の事故についての補償の免責：□あり　☑なし

(5) 保険期間中の保険金支払額の制限：□あり　☑なし

(6) 告示第4条第2項第1号に規定される慣習上の見舞金の額

① 人的損害の１人当たりの限度額：　５０万円

② 物的損害の１事故当たりの限度額：　１０万円

③ １事故当たりの合計の限度額：　１００万円

(7) 免責金額：　０円

2. 他の液化石油ガス販売事業者から委託を受ける保安業務による損害賠償の内容

(1) 保険者名：

(2) 保険の名称：

(3) 規則第32条第1号に規定される損害賠償の額

① 人的損害の1人当たりの限度額：　　　億円

② 人的損害の１事故当たりの合計の限度額：　　　億円

③ 物的損害の１事故当たりの限度額：　　　億円

(4) 法令違反が原因の事故についての補償の免責：□あり　□なし

(5) 保険期間中の保険金支払額の制限：□あり　□なし

(6) 告示第4条第2項第1号に規定される慣習上の見舞金の額

① 人的損害の１人当たりの限度額：　　　万円

② 物的損害の１事故当たりの限度額：　　　万円

③ １事故当たりの合計の限度額：　　　万円

(7) 免責金額：　　　円

（備考）　１　上記の事項がわかる保険に加入していることを証する書面、付保証明書、保険契約書、約款、領収書等を添付する。